

社会医療法人将道会

総合南東北病院指定通所リハビリテーション事業所 総合南東北病院指定介護予防通所リハビリテーション事業所 利用契約書

(令和7年5月1日現在)

(契約の目的)

第1条 総合南東北病院指定通所リハビリテーション事業所(総合南東北病院指定介護予防通所リハビリテーション事業所)(以下「当事業所」という。)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者(以下「身元保証人・連帯保証人」という。)は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用契約同意書を当事業所に提出したのち、利用開始日から効力を有します。但し、身元保証人・連帯保証人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本利用契約、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

3 介護保険法の改定に伴い本契約、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われた場合、改定内容を記載した文書で利用者の同意を得るものとします。

(身元保証人・連帯保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元保証人・連帯保証人を立てます。但し、利用者が身元保証人・連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元保証人・連帯保証人は、利用者が本契約上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額6万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元保証人は、前項の責任のほか、次の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等を行うこと。

4 身元保証人・連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元保証人・連帯保証人に対し、相当期間内にその身元保証人・連帯保証人に代わる新たな身元保証人・連帯保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項の場合はこの限りではあ

りません。

- 5 身元保証人・連帯保証人の請求があったときは、当事業所は身元保証人・連帯保証人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除・終了)

第4条 利用者及び身元保証人・連帯保証人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元保証人・連帯保証人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者及び身元保証人・連帯保証人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則として基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除・終了)

第5条 当事業所は、利用者及び身元保証人・連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画が作成されている場合には、その計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元保証人・連帯保証人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元保証人・連帯保証人が、当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、利用継続が困難となる程度の背信行為(言動により信頼関係を失う等)又は反社会的行為(不快に感じる性的言動等)を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元保証人・連帯保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元保証人・連帯保証人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元保証人・連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当事業所を利用することができない場合
- ⑧ 身元保証人・連帯保証人の情報等に変更があったのに連絡がなかった場合等、本契約に違反した事実があった場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元保証人・連帯保証人は、連帯して、当事業所に対し、本契約に基づく

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の要介護認定及び経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は利用者に対し、当月分の利用料を、翌月10日頃に請求書を発行して、利用者又は身元保証人・連帯保証人に請求いたします。利用料の請求を受けた利用者又は身元保証人・連帯保証人は、当事業所に対し、その請求金額を利用者又は利用者に代わる支払者が届け出た口座より自動振替（所定の振替日）にて支払うものとします。なお、引落日は（振替日）は請求のあった月の翌月4日頃とします。支払いが完了した場合は、利用者又は利用者に代わる支払者に領収書を発行します。
- 3 原則として、利用料の支払いは預金口座自動振替となります。なお、これが不可能な場合に限り、別途話し合いの上、双方合意により支払方法を決定します。

（料金の変更）

第7条 当事業所は、利用者及び身元引受人・連帯保証人に対し、10日前までに文書等で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者及び身元引受人・連帯保証人が料金の変更を承諾する場合、新たな料金部分に関する【同意書】を作成し、双方で取り交わします。
- 3 利用者及び身元引受人・連帯保証人は、料金の変更を承諾しない場合、当事業所に対し、文書で通知することにより、契約解除をすることができます。

（記録）

第8条 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、身元保証人・連帯保証人又はその他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- 3 当事業所は、身元保証人・連帯保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた場合は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元保証人・連帯保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当事業所が身元保証人・連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び身元保証人・連帯保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた場合は、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（電磁的記録等）

第9条 当事業所及び事業所職員は作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。

- 2 当事業所及び事業所職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は規定されるものについては、当該交付等を行う利用者及びその家族の承諾を得て、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録によることができるものとします。

（業務継続計画の策定等）

- 第10条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を実施します。
- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（衛生管理）

- 第11条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - 4 感染症の予防及びまん延の防止のための研修と訓練を定期的実施します。
 - 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
 - 6 当事業所において感染症及び食中毒が発生し又はまん延しないように必要な措置を実施するものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします。

（ハラスメントの防止等）

- 第12条 当事業所は適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を実施します。
- 2 ハラスメント防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - 3 ハラスメント防止のための指針を整備します。
 - 4 ハラスメントを防止のための定期的な研修を実施します。
 - 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

（虐待防止等）

- 第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を実施します。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - 3 虐待防止のための指針を整備します。

- 4 虐待を防止のための定期的な研修を実施します。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- 6 当事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等により現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（身体の拘束等）

第14条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師又は管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- 2 身体拘束の適正化を図るため、必要な措置を実施します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第15条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元保証人・連帯保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（急変等による緊急時の対応）

第16条 当事業所は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時間内に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者の身元保証人・連帯保証人若しくは利用者及び身元保証人・連帯保証人が指定する者に対し、緊急連絡先に連絡します。

（天災・災害等による緊急時の対応）

第17条 サービス提供等及び利用時間内に天災・災害等が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を実施します。

- 2 前項のほか、当事業所は、利用者の身元保証人・連帯保証人若しくは利用者及び身元保証人・連帯保証人が指定する者に対し、緊急連絡先に連絡します。

（感染症及び事故発生時の対応）

第18条 サービス提供等及び利用時間内に感染症及び事故が発生した場合、当事業所は、利

用者に対し必要な措置を実施します。

- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は、利用者の身元保証人・連帯保証人若しくは利用者及び身元保証人・連帯保証人が指定する者に対し、緊急連絡先に連絡します。さらに、保険者の指定する行政機関に対し、速やかに連絡します。

(車両事故発生時の対応)

第19条 サービス提供等及び利用時間内により車両事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を実施します。

- 2 前項のほか、当事業所は、利用者の身元保証人・連帯保証人若しくは利用者及び身元保証人・連帯保証人が指定する者に対し、緊急連絡先に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第20条 利用者及び身元保証人・連帯保証人は、当事業所の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができます。又、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第21条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元保証人・連帯保証人は、連帯して当事業所に対しその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元保証人・連帯保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(合意裁判管轄)

第23条 利用者と事業所は、本契約に関して生ずる権利義務に関する訴訟については、社会医療法人将道会の住所地を管轄する仙台地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

個人情報の利用目的

指定通所リハビリテーション事業所総合南東北病院（指定介護予防通所リハビリテーション事業所総合南東北病院）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

〔介護保険サービスでの利用目的〕

- ・当事業所での介護保険サービスの提供
- ・他の医療機関、介護施設、介護サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・利用者の診療・介護ケアのため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ご家族等への病状・心身の状況説明

〔介護サービス費請求事務での利用目的〕

- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

〔当事業所の管理運営業務での利用目的〕

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該利用者様の介護保険サービスの向上

〔上記以外での利用目的〕

- ・損害賠償保険などに係る介護保険に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当事業所において行われる医療・介護実習への協力
- ・医療及び介護の質の向上を目的とした当事業所内での事例研究
- ・外部監査機関への情報提供
- ・外部機関による介護保険施設評価、学会、出版物等で個人名が特定されないかたちでの報告
- ・災害及び事故等が発生した場合、警察・消防等への情報提供

<別紙2>

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
また、利用中に介護保険の有効期限到来時及び、要介護度の変更が生じた場合も確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスは、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービスまたは介護予防サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者及び身元保証人・連帯保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

別紙重要説明書を参照

4. 支払い方法

- ・ 毎月10日頃に、前月分利用料の請求書を発行いたします。利用者（または利用者に代わる支払者）が届け出た口座より自動振替（所定の振替日）を行います。
- ・ 引き落とし日（振替日）は毎月4日頃といたします。
- ・ 原則として、利用料の支払いは預金口座自動振替となります。
- ・ なお、これが不可能な場合に限り、別途話し合いの上、支払方法を決定いたします。

5. その他

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金を10割分頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

<別紙3>

総合南東北病院指定通所リハビリテーション事業所
総合南東北病院指定介護予防通所リハビリテーション事業所
重要事項説明書
(令和7年5月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・開設主体	社会医療法人 将道会
・事業所名	総合南東北病院
・開設年月日	昭和60年12月1日
・所在地	宮城県岩沼市里の杜一丁目2番5号
・電話番号	0223(23)3151
・ファクシミリ番号	0223(23)3150
・管理者名	西村真実
・介護保険指定番号	0411110273

(2) 目的と運営方針

【目的】

当事業所は看護職員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【運営方針】

- ①要介護者等の心身の特性を踏まえて、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に事業を実施する。
- ②在宅生活に必要なリハビリの視点を持ち、個性豊かに生活できるよう、サービスの提供に努める。

(3) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日から土曜日まで
(日曜日・祝祭日・12月31日～1月3日を除く)
- ・営業時間 8時30分から17時00分まで
- ・サービス提供時間 短時間コース 午前の部 9時00分から10時30分まで
午後部 13時50分から15時20分まで
長時間コース 9時00分から15時30分まで

(4) 事業実施地域

通常の事業実施地域は、岩沼市・名取市・柴田町・亶理町になります。

(5) 利用定員 100名

(6) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師	2名 (兼務) ※1		医学的管理の実施及び所属職員の指揮監督
理学療法士 ・作業療法士	14名 (内9名兼務) ※2		利用者の生活行動訓練並びに機能訓練に関すること
看護職員	2名		看護業務、健康管理、療養・介護に関する説明・指導
介護職員	18名	2名	介護業務、利用者の介護及び生活環境の整備、介護上の説明・指導を適時実施
事務職員	1名		一般事務、介護保険請求、利用料の請求・収納管理に関すること

※1 病院と兼務

※2 訪問リハビリと兼務

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス計画の立案
- ② 管理栄養士による食事（昼食・おやつ）の提供・栄養管理・指導
* 延長利用を希望する方のみ夕食
- ③ 口腔管理・口腔ケア・マネジメント等の口腔状態の管理
- ④ 入浴（一般浴・特殊浴）
* 利用者の方の身体状態に応じてシャワー浴や清拭となる場合があります。
- ⑤ 送迎
- ⑥ 医学的管理の下における看護・介護
- ⑦ 理学療法士・作業療法士等によるリハビリテーション・指導・相談
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス
(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑩ レクリエーション・行事の実施
- ⑪ その他
* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用契約同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

① 通所リハビリテーション施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

以下は1割負担の1日当たりの自己負担分です。

また、2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。

[6時間以上7時間未満]

・要介護1

675円

・要介護2	802円
・要介護3	926円
・要介護4	1,077円
・要介護5	1,224円

② 加算項目（以下は1回あたりの自己負担分です）

・理学療法士等体制強化加算 （1時間以上2時間未満利用のみ）	30円
・リハビリテーション提供体制加算	
3時間以上4時間未満	12円
4時間以上5時間未満	16円
5時間以上6時間未満	20円
6時間以上7時間未満	24円
・短期集中個別リハビリテーション実施加算 （退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3か月以内）	110円
・入浴介助加算（Ⅰ）	40円
・口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度とする）	150円
・重度療養管理加算 （要介護3・4・5の方で、胃ろう・人口腎臓等を有する状態）	100円
・中重度ケア体制加算	20円
・送迎を行わない場合（片道につき）	-47円
・移行支援加算	12円
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円
・基本時間外施設利用料（1時間）	50円
・基本時間外施設利用料（2時間）	100円

③ 加算項目（以下は1ヶ月あたりの自己負担分です）

・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ） （開始月から6ヶ月以内）	560円
（開始月から6ヶ月超）	240円
・科学的介護推進体制加算	40円

④ 加算項目（以下は1回あたりの自己負担分です）

・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （6ヶ月1回を限度とする）	5円
・退院時共同指導加算（退院につき1回を限度とする）	600円

⑤ 加算項目（①～④の総利用料金に加算率を乗じた料金）

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	加算率8.6%
-----------------	---------

（2）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

① 介護予防通所リハビリテーション施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1割負担の1日当たりの自己負担分です。また、2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。

- ・ 要支援 1 2, 2 6 8 円
- ・ 要支援 2 4, 2 2 8 円

② 加算項目（以下は1ヶ月あたりの自己負担分です）

- ・ 利用開始月から12ヶ月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行った場合
 - 要支援 1 - 1 2 0 円
 - 要支援 2 - 2 4 0 円
- ・ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 1 5 0 円
- ・ 科学的介護推進体制加算 4 0 円
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援1） 8 8 円
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援2） 1 7 6 円

③ 加算項目（以下は1回あたりの自己負担分です）

- ・ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5 円
（6ヶ月1回を限度とする）
- ・ 退院時共同指導加算（退院につき1回を限度とする） 6 0 0 円

④ 加算項目（①～③の総利用料金に加算率を乗じた料金）

- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 加算率 8. 6 %

(3) その他の料金（介護保険適用外）

- ① 食費 1日 7 5 0 円
- ② 食費（夕食） 1食 5 0 0 円
- ③ 紙パンツ 1枚 1 4 5 円
- ④ 尿取りパット 1枚 4 0 円
- ⑤ 通常の事業実施地域を越えて行った場合の送迎に必要とする費用
1kmあたり 1 0 円（消費税別）
（通常の事業実施地域とは岩沼市・名取市・柴田町・亶理町の区域になります）
- ⑥ キャンセル料（利用者都合により利用当日の午前9時以降にキャンセルした場合は、
食事の提供を受けている方に限り、食費相当分として）
1回 7 5 0 円

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 利用する室の清潔保持
- ・ リハビリ中の指示事項の遵守
- ・ 飲酒・喫煙
- ・ 火気の取扱い
- ・ 設備・備品の利用
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
- ・ 金銭・貴重品の管理
- ・ ペットの持ち込みは禁止

5. 非常災害対策

社会医療法人将道会が定める消防計画に基づき、火災、水害、地震、津波の非常災害に対し、次に掲げる非常災害対策を行います。なお、防災管理者には、社会医療法人将道会の防火管理者をあてる。

- ・ 防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓等
- ・ 防災訓練 通報・消火・避難誘導を連携して行う総合訓練 年2回 実施

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。又、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

担当者：主任 渡辺 和良

（連絡先 0223（23）3360）

当事業所以外に要望又は苦情等を申し出ることができます。

宮城県国民健康保険団体連合会（連絡先 022（222）7700）

岩沼市介護福祉課（連絡先 0223（24）3016）

名取市介護長寿課（連絡先 022（384）2111）

柴田町福祉課（連絡先 0224（55）5010）

亘理町保健福祉課（連絡先 0223（34）1114）

その他地域の方は、各市町村の介護保険担当課にご連絡ください。

8. 第三者評価

当法人では提供するサービスの第三者評価を実施します。

実施年月日：2024年1月30日

評価機関：一般社団法人日本能率協会審査登録センター

評価内容：IS09001:2015の要求事項に適合した品質マネジメントシステム
IS014001:2015の要求事項に適合した環境マネジメントシステム

評価結果の開示：あり

9. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧ください。

◆説明日 令和 年 月 日

◆説明者 （職種） _____ （氏名） _____